

雄飛堂薬局 いちょう通り店

処方箋受付及び情報提供等についての事項

○調剤基本料1

当薬局は厚生労働省所定の基準を満たしており、調剤基本料1の点数を算定しております。

○調剤管理料

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用頂くために、薬剤服用歴を活用しています。処方された薬剤について、お客様等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行ったうえで、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合、調剤の内容に応じ、処方箋受付1回につき厚生労働省所定の調剤管理料を算定しております。

○服薬管理料等に関する事項

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者さまごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。また以下の場合に応じて厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

- 前回から3カ月以内に再度処方箋を持参したお客様への情報提供等の場合
- 前回から3カ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様への情報提供等の場合
- 介護老人福祉施設等に入居しているお客様への情報提供等の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3カ月以内に処方箋を提出したお客様の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3カ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様の場合
- かかりつけ薬剤師による情報提供の場合

※お客様一人一人に対し、服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を実施する、いわゆる「かかりつけ薬剤師」が、お客様の同意に基づき、情報提供を行った場合は、厚生労働省所定のかかりつけ薬剤師指導料を算定しております。また、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師がお客様の同意に基づき、情報提供を行った場合は、厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

○地域支援体制加算1

当薬局は、厚生労働省所定の基準を満たしており地域支援体制加算1の点数を算定しております。1200品目以上の医薬品を備蓄しており、健康相談や健康教室も開催しております。また、休日・夜間を含む開局時間外であっても薬局にお電話いただくと、薬剤師がお薬に関するご相談を承ります。処方箋をお持ちであれば調剤を承ることも可能です。調剤の場合は、時間帯などにより別途厚生労働省所定の費用を頂いております。

○後発医薬品調剤体制加算3

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

○連携強化加算

当薬局では、災害や新感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理の体制を整備し、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

○医療 DX 推進体制整備加算

当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格確認から過去の薬剤情報や特定検診の結果などの情報を取得し、より多くの情報に基づいた服薬指導を実施いたします。また、マイナ保険証の利用促進や電子処方箋などの医療 DX を通じ、質の高い医療提供をできるように取り組んでおり、厚生労働省所定の基準を満たした場合は医療 DX 推進体制整備加算を算定いたします。

○在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。

なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

○在宅薬学総合体制加算1

当薬局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋1回につき算定しております。

取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

- 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- 生活保護法に基づく指定(医療・介護)
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(精神通院医療)
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核)